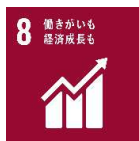


第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

I 基本目標 I 地域福祉を担うひとづくり

S D G s
関連分野



(I) 福祉人材の育成

目指す姿

誰もが福祉について考え、さまざまな立場の人たちが互いに尊重し、助け合えるようになっている。

現状課題

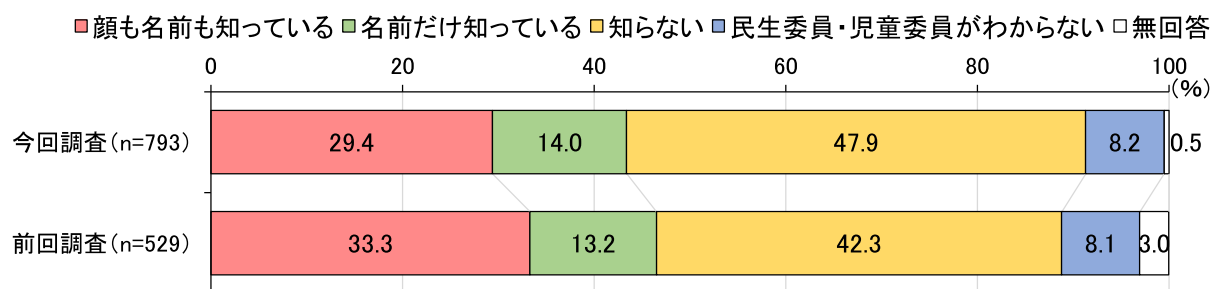
本町の総人口は、平成 22 年頃をピークに減少傾向に転じ、今後も人口減少・少子高齢化が進んで行くことが予想されます。

地域福祉の推進にあたっては、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」となる民生委員・児童委員の役割が非常に重要になりますが、全国的にみても民生委員・児童委員のなり手が不足している状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、民生委員・児童委員の活動自体も「顔の見える関係」を構築することが困難となり、町民意識調査結果では前回調査と比較し、民生委員・児童委員の認知度が下がっています。

さらに、自治会活動においても、自治会加入者の減少や会員の高齢化などが課題として挙げられるなど、地域の福祉活動の担い手の育成が課題となっています。

図 民生委員・児童委員の認知度



資料：町民意識調査結果【今回調査(令和 4 年実施)、前回調査(平成 29 年実施)】

施策の方向性

本町の地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、地域福祉活動に取り組む担い手の育成・確保が欠かせないことから、地域福祉への関心を高め、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進め、活動の中核となるリーダー育成に取り組めます。

町民・地域

取り組みの内容

- 地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となる地域福祉活動について理解を深め、積極的に参加しましょう。
- 担い手の養成講座などに参加しましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員協議会の理事会や地区定例会への参加を通して情報提供や意見交換等による連携を図ります。 また、活動に係る経費を補助し、活動の支援を行います。
公民館主催教室やリーダー研修	公民館主催教室やリーダー研修において地域における社会教育の実践者を育成するなど人材育成を進めます。
各種支援サポーター養成講座の開催	介護人材の確保、認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー養成研修など、福祉人材の育成に努めます。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
民生委員・児童委員活動研修	民生委員・児童委員の活動を支援するため社会福祉協議会が事務局となり民生委員・児童委員の研修を行うなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。
学習会の開催方法の検討	多くの住民が学習会に参加してもらうため、開催の周知、開催日時・実施方法(WEB 参加や録画配信)などの参加方法の検討を行います。
各種サポーターの養成講座	多様な価値観や新たなニーズに対応した講座の実施により、新たな人材の確保・育成に努めるとともに、住民どうしの支えあいの意識を育みます。
パンフレットの作成	社会福祉協議会の活動内容が分かるパンフレットを作成し、広く住民に周知し、各種講座の参加に努めます。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
民生委員・児童委員の研修受講率	90%	100%
公民館主催教室開催数(年間)	5回	9回
地域リーダー養成研修会開催数(年間)	3回	6回
認知症サポーター養成講座受講者数 (累計)	1,366人	1,650人
ゲートキーパー研修受講者数(年間)	369人 (令和4年度実績値)	600人 (令和7年度目標値)

(2) 福祉教育の充実

目指す姿

児童・生徒が福祉に関心を持ち、他人を思いやることのできる優しい心を持ち、互いに育み合っている。

現状課題

本町ではこれまで、福祉教育の一環として、社会福祉協議会が、要請のあった学校を対象として福祉学習を実施しています。また、高校生などの若い世代による高齢者の団体活動支援等を行っています。

中学生意識調査の結果より、福祉への関心度は、前回調査と比較し減少しており、「福祉について知りたいこと・経験したいこと」について、「特になし」が前回調査を大きく上回っています。その他の「知りたい・経験したい」選択項目は「福祉の基礎的なこと」を除くと全て下回っている状況にあり、子どものうちから福祉への関心を促すためにも、児童・生徒に対する継続的な福祉教育の充実が必要です。

図 福祉への関心度

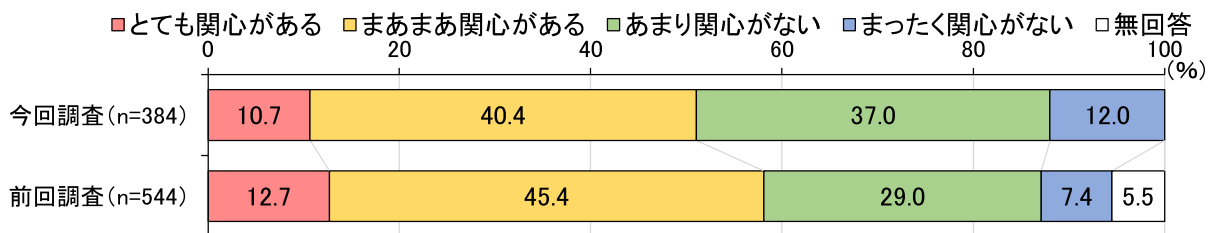
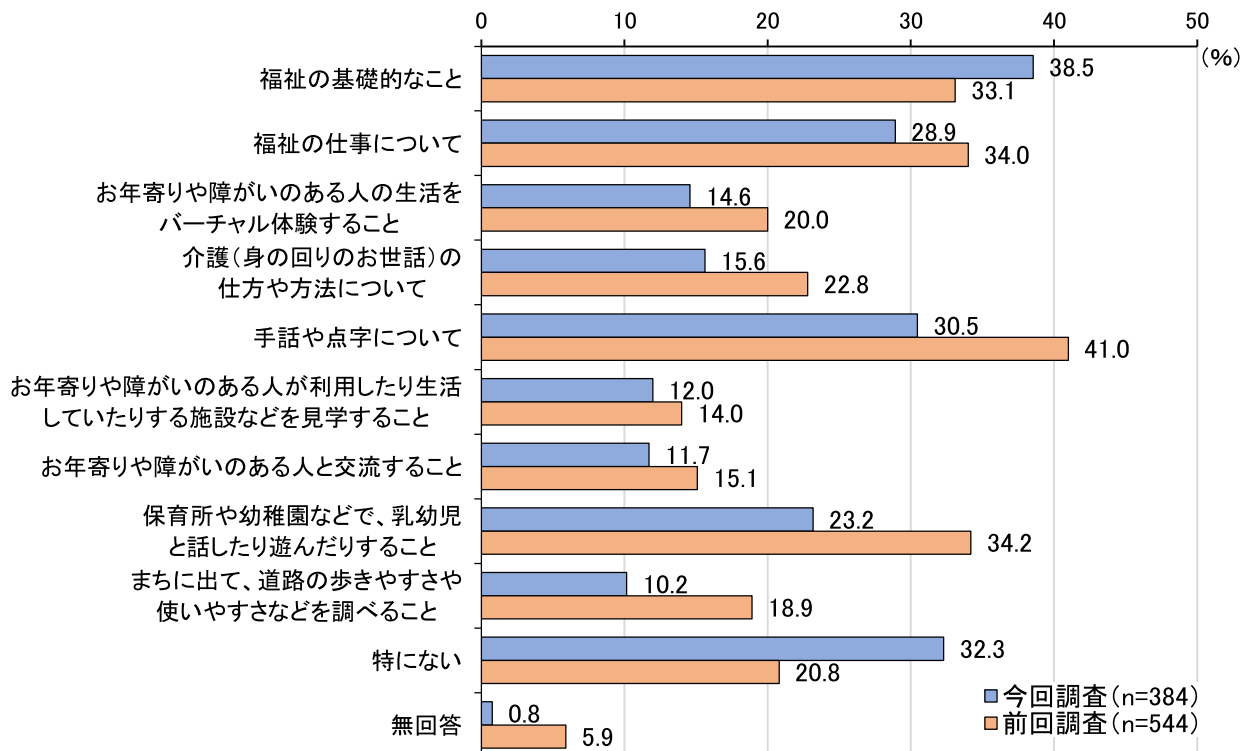


図 福祉について知りたいこと・経験したいこと



資料：中学生意識調査結果【今回調査(令和4年実施)、前回調査(平成29年実施)】

施策の方向性

「福祉のこころ」を育むため、子どもの頃から気軽に参加してもらえるような福祉教育の機会拡充に努めます。

町民・地域

取り組みの内容

- 福祉に関心を持ち、図書館やインターネットで調べることにより、知識を深めましょう。
- 学校、地域において気づきや福祉への関わりを考えることに繋がる福祉教育を推進しましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
学校への出前講座	地域福祉を「我が事」として認識してもらうため、希望する小学校・中学校を対象に、出前授業を実施します。
あいさつ運動の推進	あいさつ運動を継続実施することで、子ども・家庭・地域でのコミュニケーションを図ります。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
福祉教育の実施	希望する小学校・中学校を対象に福祉教育講座を実施し、地域福祉に参加する意識の醸成に努めます。 また、高校生や一般の方を対象とした夏のボランティア体験、中学生職場体験、手話奉仕員養成事業等を通じ、福祉学習の推進にあたります。
多世代交流	子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じ、安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、高齢者、障がい者、児童などの年齢や属性を超えた交流を実施します。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
福祉教育の実施回数(年間)	-	3回
「福祉への関心がある」児童・生徒の割合(アンケート)	51.1% (令和4年度アンケート)	75%

(3) 健康・生きがいのづくりの推進

目指す姿

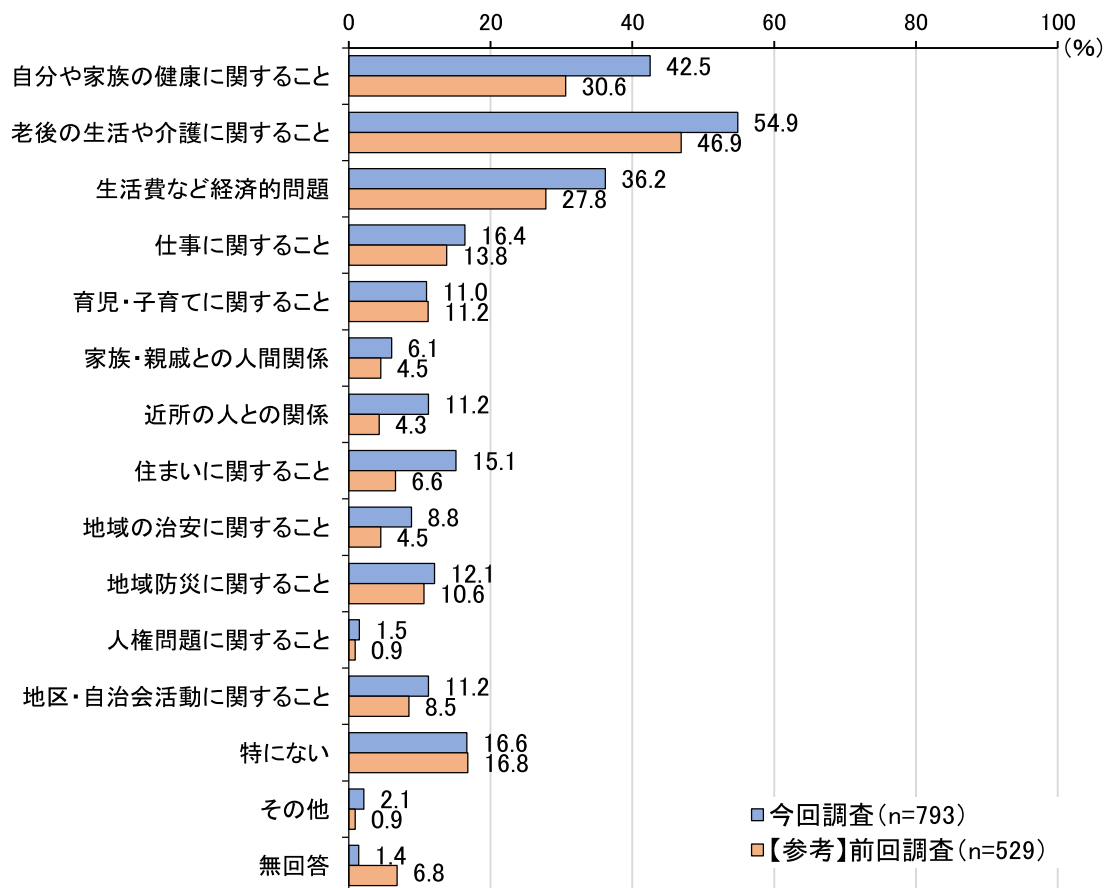
住民が自らの心身の健康増進を図り、よりよい生活環境を確立し、いつまでも生きがいを持って暮らしている。

現状課題

住民意識調査結果より、日常生活の中で不安に思っていることについて、「老後の生活や介護に関すること」、「自分や家族の健康に関すること」、「生活費などの経済的問題」があげられています。

健康・生きがいのづくりの推進にあたっては、若い頃から健康づくりに取り組むとともに、高齢になっても体を動かす習慣を持つなど、健康への意識向上や、生きがいをもって地域で活躍できる取り組みが必要です。

図 日常生活の中で不安に思っていること



資料：町民意識調査結果【今回調査(令和4年実施)、前回調査(平成29年実施)】

施策の方向性

町民一人ひとりが生涯を通じて、健康で豊かな日々の暮らしを送ることができるよう健康づくりに努めます。また、町民が生きがいをもって社会参加できるような仕組みづくりに努めます。

町民・地域

取り組みの内容

- 健康診断の受診や運動の習慣化、適切な食習慣の定着等、主体的に健康づくりに取り組み、自らの健康維持に努めましょう。
- 地域ぐるみで健康の維持・増進に取り組みましょう。
- 社会参加や就労など生きがいを持って生活しましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
健康づくりボランティアの養成	地域や関係団体などと連携し、ウォーキングや栄養教室など、地域での健康づくりや食育推進の活動を通して、社会全体で健康づくりを支える取り組みや環境整備を支援します。
こころの健康づくり	悩み事を抱える人に語りかけ相手の話を傾聴する「ゲートキーパー」を数多く養成し、町民の心の健康を保ちます。
生きがいづくりの推進	企業訪問による求人情報の調査、開拓に努めるとともに、シルバー人材センター等への支援により、高齢者の雇用促進を図ります。
障がい者の社会参加の促進	障がい者の雇用につながるよう、企業のニーズを把握しながら、幅広い職種への対応ができるよう就労移行支援事業所による訓練を促進します。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
住民主体の活動支援	サロン等通いの場の新規立ち上げや既存団体の運営支援、パンフレットによる活動支援などを通じて、居場所の拡大に努めます。
エプロン隊活動	地域で暮らす高齢者の生活支援及び高齢者の活躍の場・生きがいと支え合いの体制づくりに努めます。
つながり応援団の実施	地域で活動する団体と連携し、生きがいを持ち活躍できる場づくりや安心して生活できる活動について情報共有します。
人材育成	高齢者の活躍できる場の創出のため、高齢者応援ボランティア養成講座を実施します。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
地域での健康づくりを行うボランティア数(年間)	304人 (令和4年度実績値)	340人 (令和7年度目標値)
地域や職域における健康づくりや食育の推進に係る普及啓発回数(年間)	24回 (令和4年度実績値)	30回 (令和7年度目標値)
ゲートキーパー研修の受講者数(年間)	369人 (令和4年度実績値)	600人 (令和7年度目標値)
企業訪問件数	8件	120件 (令和4年度以降の累計)
就労支援サービス利用から一般就労への移行数(年間)	8人	10人
エプロン隊の活動回数(年間)	36回	300回

2 基本目標Ⅱ 支え合いの地域づくり

S D G s
関連分野



(1) ボランティア活動の支援

目指す姿

ボランティア活動や生涯学習への参加を通して、地域における福祉ニーズが充足されるようになっている。

現状課題

町民意識調査結果より、地域活動・ボランティア活動の参加の有無について、全体で見ると、約5割が参加している状況にあります。

地域活動・ボランティア活動の参加状況を年齢別にみると、40歳未満の参加割合は3割程度ですが、40歳以上80歳未満では5割を超えています。

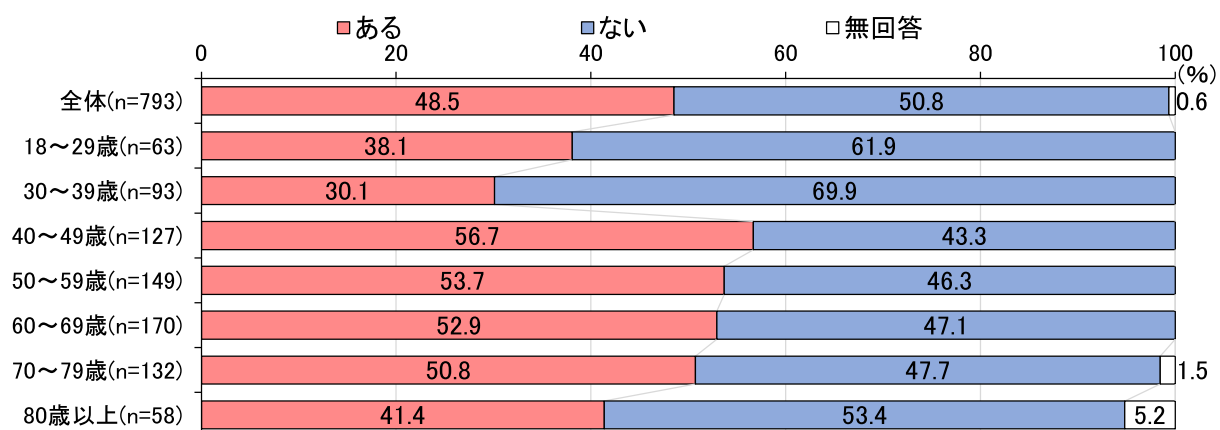
今後、地域活動・ボランティア活動に参加するための方策として、全体では「住民への興味をひき、参加したいと思えるよう、周知・広報の仕方を工夫する」が最も高く、次いで「勤務している人が参加しやすいよう、時間や日程を工夫する」となっています。

特に、就労世代(60歳未満)に着目すると、「勤務している人が参加しやすいよう、時間や日程を工夫する」、「地域活動に関する年間・月間カレンダーやボランティア活動の予定などを各家庭に配布する」の割合が、60歳以上と比較し上回っている状況にあり、仕事と地域活動の両立が課題となっています。

地区別座談会においても、地域活動・ボランティア活動に参加できない理由として、仕事と地域活動の両立が多く挙げられており、開催方法・周知方法が課題となっています。

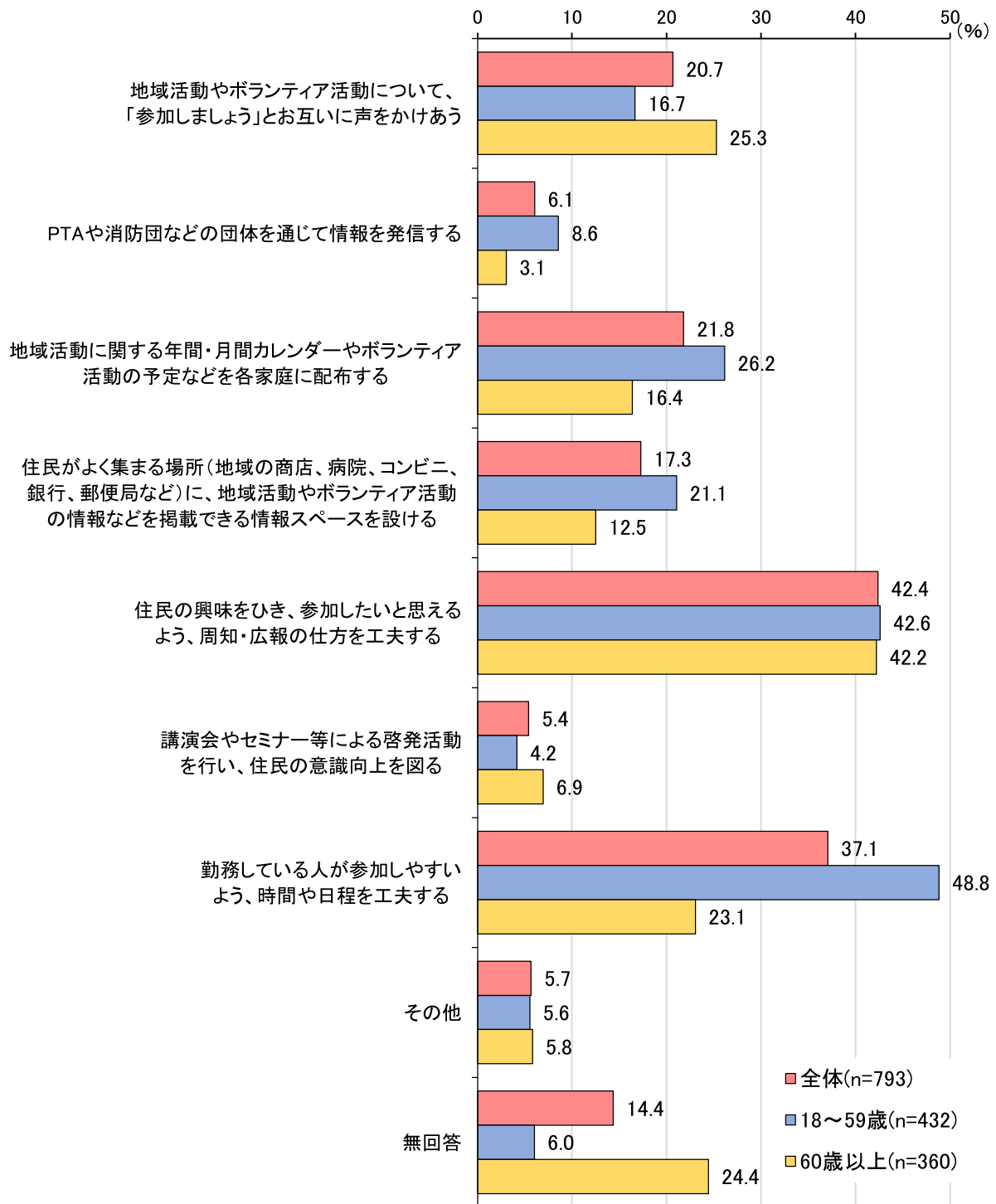
中学生意識調査結果より、学校以外のボランティア活動の参加状況について、参加していない割合は約7割となっており、ボランティア活動に参加しなかった理由として、情報不足が多く挙げられています。

図 地域活動・ボランティア活動の参加の有無



資料：町民意識調査結果

図 地域活動・ボランティア活動に参加するための方法



資料：町民意識調査結果

施策の方向性

町民の積極的な地域活動に対して支援を行いつつ、ボランティア活動の充実・支援を行うとともに、協働の推進を図ることにより、地域活動の活性化に努めます。

町民・地域

取り組みの内容

- ボランティア活動に興味を持ち、地域の活動について調べることで、理解を深めましょう。
- ボランティア活動へ積極的に参加し、また、周囲の人を誘ってボランティアの輪を広げましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
ボランティア活動への支援	地域活動団体が行う公益的な社会貢献活動を支援します。 地域活動の支援により、活動の裾野を広げていきます。
ボランティアの育成支援	地域課題に向けたワークショップ・講座等の開催を通じて、必要な分野のボランティアを行政主導で育成します。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
ボランティア養成講座の実施	地域活動に取り組みたい人に対して、各種ボランティア養成講座・講演会を実施します。 ボランティア養成講座の参加に関しては、参加者が参加しやすい開催に努めます。
ボランティア団体の活動支援	ボランティア団体への活動支援として、活動場所の提供やボランティア活動のマッチング支援、ボランティア活動保険を継続実施します。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
地域活動・ボランティア活動への参加割合(アンケート)	48.5% (令和4年度アンケート)	75%

(2) つながりの活性化

目指す姿

世代や地域を超えて町民が交流し、地域に関心を持ち、つながり、助け合い、高めあう地域をつくっている。

現状課題

日出町の地区別自治会加入世帯率をみると、75%前後で推移しており、地区別にみると、日出地区の加入率は90%前後ともっとも高くなっています。

また、日出町の子ども会加入者数及び老人クラブ会員数の推移をみると、年々減少傾向にあり、特に老人クラブ会員数は、ここ2～3年で急激に減少しています。

住民意識調査結果より、隣近所との付き合いについて「全く関わっていない」が6.1%、前回調査と比較し2.1ポイント高くなっており、「親密な付き合い」が2.0ポイント低い状況にあり、地域のつながりの希薄化の傾向がみられます。

隣近所との付き合いについて、居住年数別にみると、「全く関わっていない」の割合は、居住年数が長くなるにつれ減少しますが、1～4年未満では10%が全く関わっていないと回答しています。

中学生意識調査結果からも、近所による支え合い助け合いの必要性は認識しているものの近所との関わりについては、前回調査と比較し希薄化の傾向がみられます。

地区別座談会開催結果からは、多くの地区で「地域の強み」として「住民同士のつながり」が挙げられているものの、「地域の弱み」として、転入者・移住者との交流不足が課題として挙げられています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、住民同士の交流の場や情報共有の場が制限されたことによる地域意識の低下や住民関係の希薄化が課題として挙げられています。

図 地区別自治会加入世帯率の推移

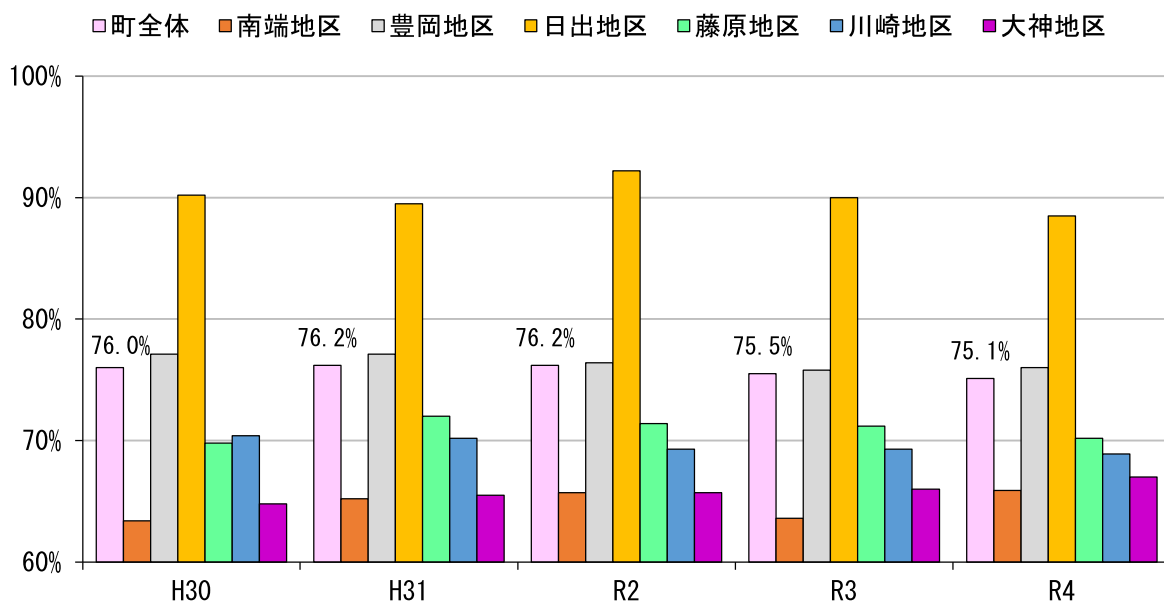


図 子ども会加入者数及び老人クラブ会員数の推移

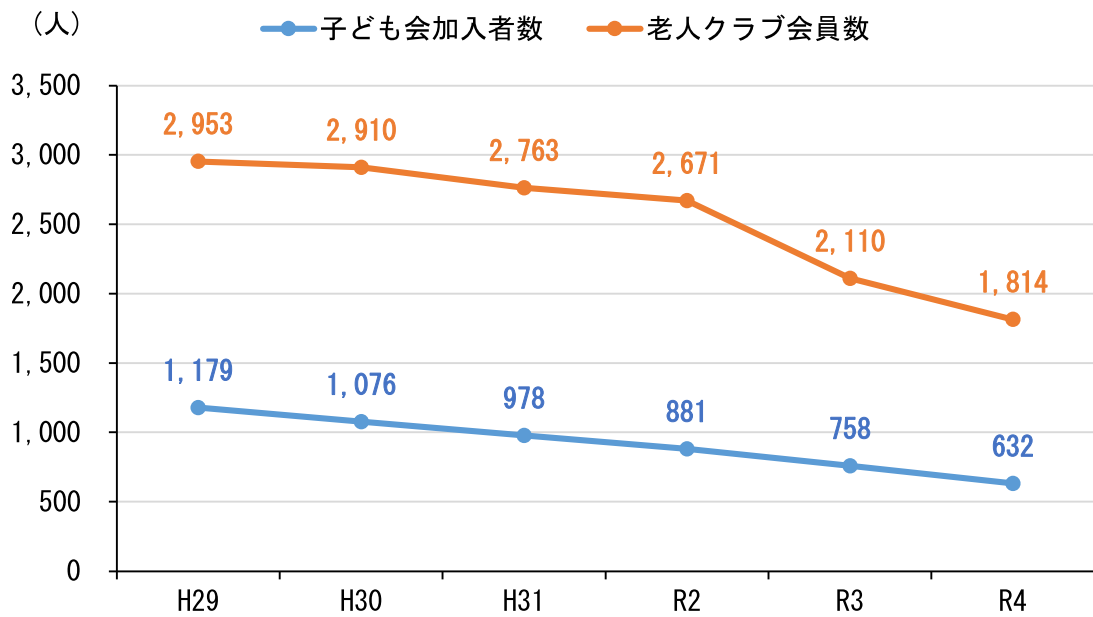
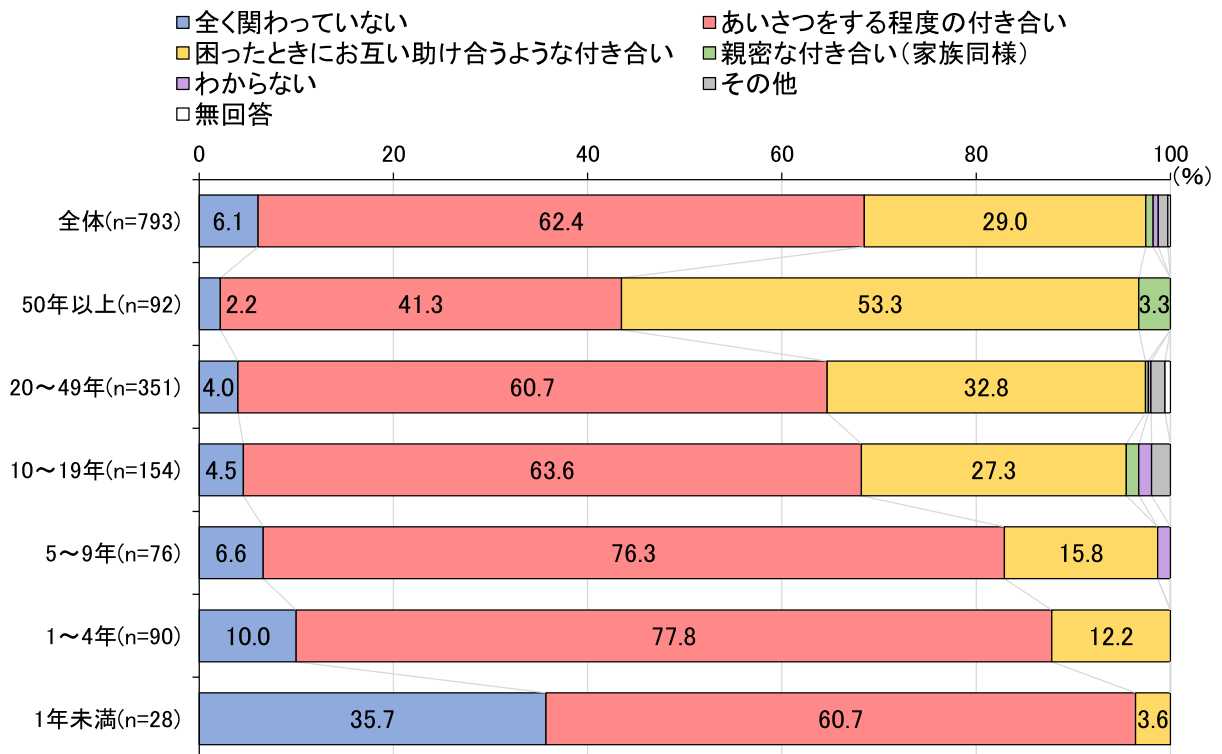


図 隣近所との付き合い



資料：町民意識調査結果

施策の方向性

隣近所、地区、学校等において、広くあいさつ運動が展開できるよう啓発に努めます。

日頃から交流することができるよう、地域の集いの場や活動、イベント等の機会および情報を提供するなど、町民の交流や地域への参加を促進します。

町民・地域

取り組みの内容

- 自治会や子ども会・老人クラブに加入し、様々な活動、祭りやイベントなどの交流事業へ参加しましょう。
- 地域の一員として、日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか等関心を持ちましょう。
- 地域の課題解決に向け、地域の活動団体間で積極的に交流・情報共有しましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
自治区への加入促進	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援し、自治区への加入促進を行います。
老人クラブや子ども会の活動支援	老人クラブや子ども会のイベントや活動支援、情報提供を通じて、活動の活性化を図ります。
地域サロン活動の支援	地域のサロン活動について、住民が主体的に企画・立案等に取り組むことができるよう、生活支援コーディネーターによる状況把握やサロンリーダー研修を実施します。
公民館活動への支援	公民館など地域の活動拠点の充実を図ります。
公共施設の活用	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。
ワークショップ・講座等の開催	地域活動の維持が困難になっている地域も生じていることから、地域課題に向けたワークショップ・講座等を開催し、互いに支え合う仕組み作りを構築します。
活動費の助成	各種助成金を活用し、活動費の助成を行います。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
住民主体の活動支援	地域の誰もが気軽に集える居場所づくりを推進するため、サロン等通いの場の開催箇所の拡充を図ります。
活動費の助成	「自分の町をよくするしくみ」をテーマに募金運動に取り組み、地域の方々と共に考え、地域の特性に応じた課題発掘・解決のための学習会の開催、交流事業、助成などを行うため、共同募金・歳末助け合い運動に取り組みます。
老人クラブ連合会支援	日出町老人クラブ連合会の事務局として、総会、定例会、研修会などの運営支援を行います。
発達障がい児の親と共に歩む会	発達障がい児を育てている親の会の活動を支援します。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
地区課題に向けたワークショップ・講座等の開催数(年間)	2回	6回

(3) 防災活動の推進

目指す姿

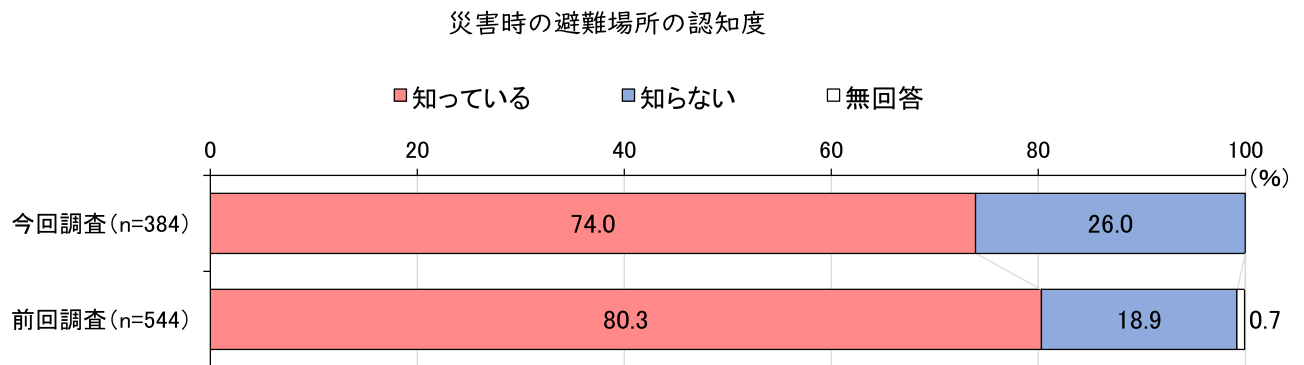
日頃から地域全体で防災対策に取り組み、災害が起こったときには地域で助け合っている。

現状課題

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生しています。また、本町では南海トラフ地震の発生も危惧されており、地域での支え合いの必要性が高まり、日常的なつながりや災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。

住民意識調査結果より、災害時の避難場所の認知度について、前回調査と比較し避難場所の認知度は下がっています。また、地区別座談会では、防災行政無線が聞こえないなどの意見も寄せられています。

住民同士のつながりの希薄化も進んでいることから、日頃から地域防災について話し合う機会を設け、防災訓練などへの参加や啓発を行うことが重要です。



資料：町民意識調査結果【今回調査(令和4年実施)、前回調査(平成29年実施)】

施策の方向性

安全・安心な暮らしの確保に向けて地域ぐるみの防災活動を推進する中で、地域の連帯を醸成しつつ連携強化を図り、有事における被害軽減を図るなど、地域福祉に対する意識の醸成に努めます。

町民・地域

取り組みの内容

- 地域で避難経路や避難場所を確認し、防災訓練に参加しましょう。
- 防災グッズや非常時の飲料水・非常食などの備蓄に取り組みましょう。
- 地域の要支援者の支援の担い手になりましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
防災知識の普及・啓発、情報提供	災害時に適切な行動ができるよう、防災訓練や出前講座などを開催し、多くの町民へ啓発活動を行います。 また、迅速・正確な防災情報等の発信により、避難遅れ等の回避を図るため、防災行政無線の更新やアプリによる情報伝達を検討します。
自主防災組織の育成・支援	災害時に、地域住民が相互に協力し、消火・救出救護、避難誘導活動を行うことができるよう、自主防災組織の育成を進めるとともに、必要に応じて支援します。
避難行動要支援者台帳の管理	自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者への個別避難計画の作成を行います。 また、定期的に更新を行い、避難行動要支援者台帳の適正な管理を行います。
関係機関との連携	災害時に不足する人的・物的資源の支援を要請するため、関係機関や民間企業・事業所・団体との協定を締結し、連携の構築を図ります。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
災害ボランティア育成	災害ボランティアセンターの運営に協力していただける災害ボランティアの養成を行います。
災害ボランティアネットワークの連携強化	災害ボランティアセンターの円滑な運営を推進するため、災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証・更新を行います。 また、企業の災害ボランティアネットワークへの加入呼びかけ、資材整備に取り組みます。
防災学習支援	災害ボランティアネットワークを軸として、防災学習を実施し、平時から顔の見える関係づくりを行います。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
町独自の防災・避難情報発信ツール	3	4
避難行動要支援者の個別避難計画策定割合	- ※R4 対象要件見直し	50%
災害時応援協定等締結団体数	32 団体	37 団体

(4) 防犯活動の推進(日出町再犯防止推進計画)

目指す姿

地域住民、関係団体、行政が一体となった活動により、犯罪を未然に防ぎ安心して暮らしている。

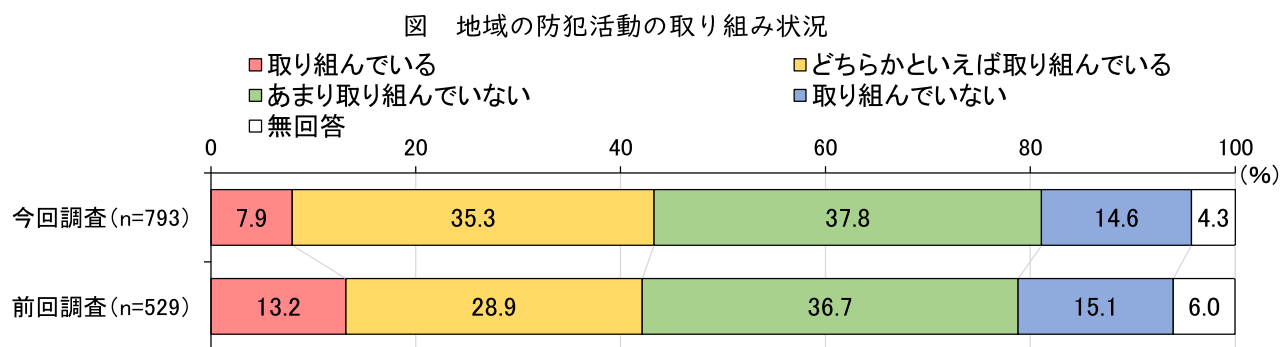
現状課題

本町では、自主防犯組織などの地域活動により、犯罪認知件数(刑法犯)は、平成 27 年の 79 件から減少し、近年は 40 件程度で推移しています。

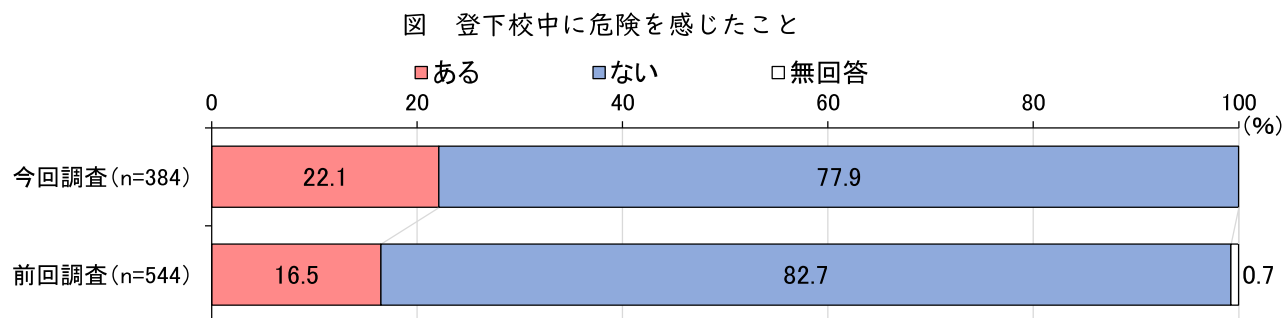
しかし、今後さらに超高齢社会が進展し、高齢者が特殊詐欺の被害に遭うなど、犯罪件数が増加することが危惧されます。

住民意識調査結果より、地域の防犯活動の取り組み状況について、「取り組んでいる」と回答した割合は減少しており、中学生意識調査結果では、登下校中に危険を感じた生徒は増加傾向にあります。

地域のつながりの希薄化が地区別座談会で指摘されていることから、防犯意識を高め、防犯活動を通じた地域のつながりを強化していく必要があります。



資料：町民意識調査結果【今回調査(令和 4 年実施)、前回調査(平成 29 年実施)】



資料：中学生意識調査結果【今回調査(令和 4 年実施)、前回調査(平成 29 年実施)】

施策の方向性

安全・安心な暮らしを実現するため、地域ぐるみで防犯活動を推進し、地域の連携強化を図り、地域福祉に対する支え合いの意識醸成に努めます。

町民・地域

取り組みの内容

- 再犯防止に向けた取り組みに関心を持ち、保護司や関係団体等に対し、理解を深めましょう。
- 防犯パトロールなど地域で防犯対策に参加しましょう。
- 誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域づくりに参加しましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動	再犯防止や更生保護活動に関する情報を「社会を明るくする運動」などを通じて広く町民に周知します。
自主防犯組織への支援	見守り活動等の地域における防犯活動を支援するとともに、活動内容のPRを行います。
更生保護活動支援	保護司会や更生保護女性会等の活動を支援します。
青少年の健全育成	地域ぐるみの健全育成事業や、街頭指導など、青少年が心身ともに健やかに育つ地域環境の整備に努めます。
学校等と連携	小中学校等において薬物乱用防止の学習等を開催し、薬物乱用による影響と未然防止の重要性について教育指導を行います。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の状況に応じた就学支援や非行の未然防止に努めます。
関係機関との連携	関係機関等と連携し、防犯に関する情報提供を積極的に行い、地域の防犯意識を高めます。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
防犯に関する講習会の実施	警察などの関係機関と協力し、児童館やサロン活動において、防犯訓練を行うなど防犯意識の向上に向けた取り組みを行います。
防犯に関する情報発信	「社協だより」や社会福祉協議会 Facebook を通じて防犯に関する情報発信を行います。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
刑法犯認知件数（年間）	25 件	前年比減
自主防犯組織数（防犯パトロール隊）	11 団体	13 団体

3 基本目標Ⅲ 福祉サービスが充実したまちづくり

S D G s
関連分野



(1) 情報提供の充実

目指す姿

誰もが地域の情報を受け取れるように工夫し、自分に必要な情報を得ることができるようになっている。

現状課題

日出町では、これまで地域福祉への理解と啓発を目的として、様々なイベントや講演会等を通じて情報発信を実施してきましたが、近年は新型コロナウイルス感染症拡大等により、各種活動の中止や規模縮小など活動自粛を余儀なくされました。

また、各種講座やイベントの参加者の固定化が問題となるなど、開催方法についても課題があがっています。

新型コロナウイルス感染症収束後の今後の意識啓発活動は、感染対策を万全にしたうえで、対面方式による従来の取り組みに加え、デジタル技術を活用した新たな開催方法の検討が必要です。

町民意識調査結果より、本町の重要な地域福祉施策について、「サービス相談窓口の充実、情報提供の充実」が上位に挙げられています。また、「最適な福祉サービスを利用するため、行政が取り組むこと」では「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が最も高くなっており、住民の多くが情報提供の充実を望んでいます。

住民の本町における福祉情報の収集媒体としては、全世代において「広報ひじ」が最も高く、次いで年齢が上がるにつれ「回覧・各戸配布文書」、「社協だより」となっています。

また、「町ホームページ」や「町公式 SNS」については、若い世代を中心に、一定の効果がみられ、情報発信の取り組みにあたっては、対象者ごとの情報提供手段の検討が必要です。

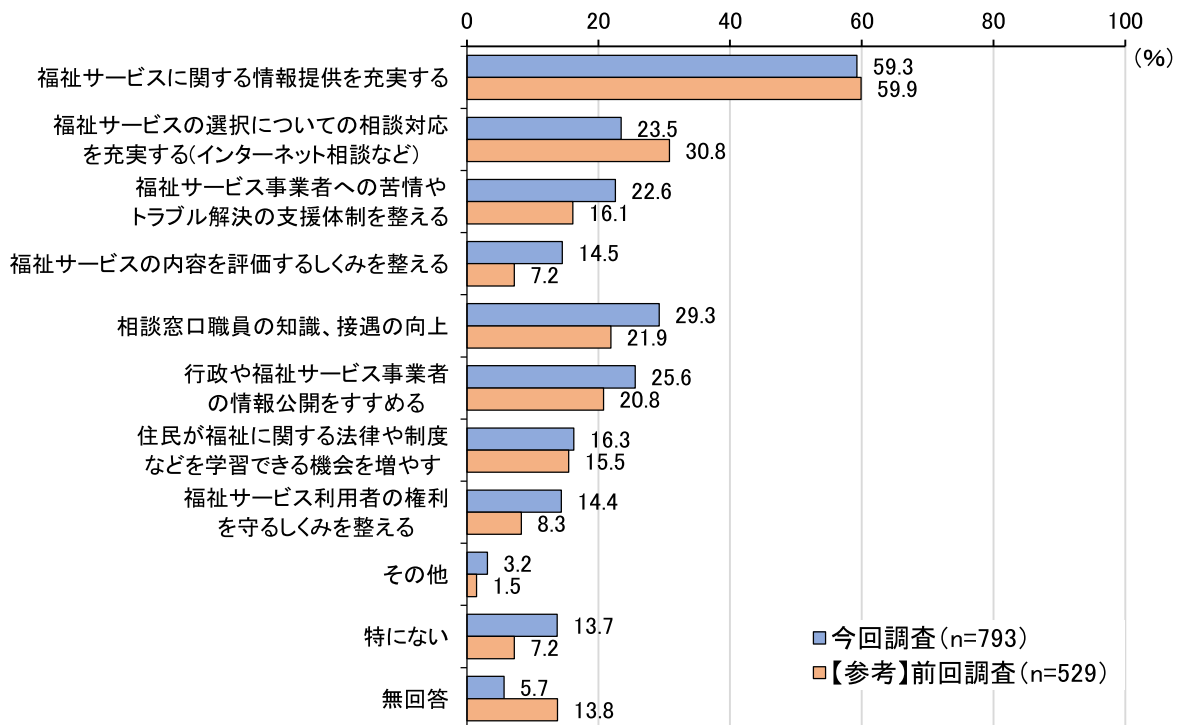
「広報ひじ」



「社協だより」

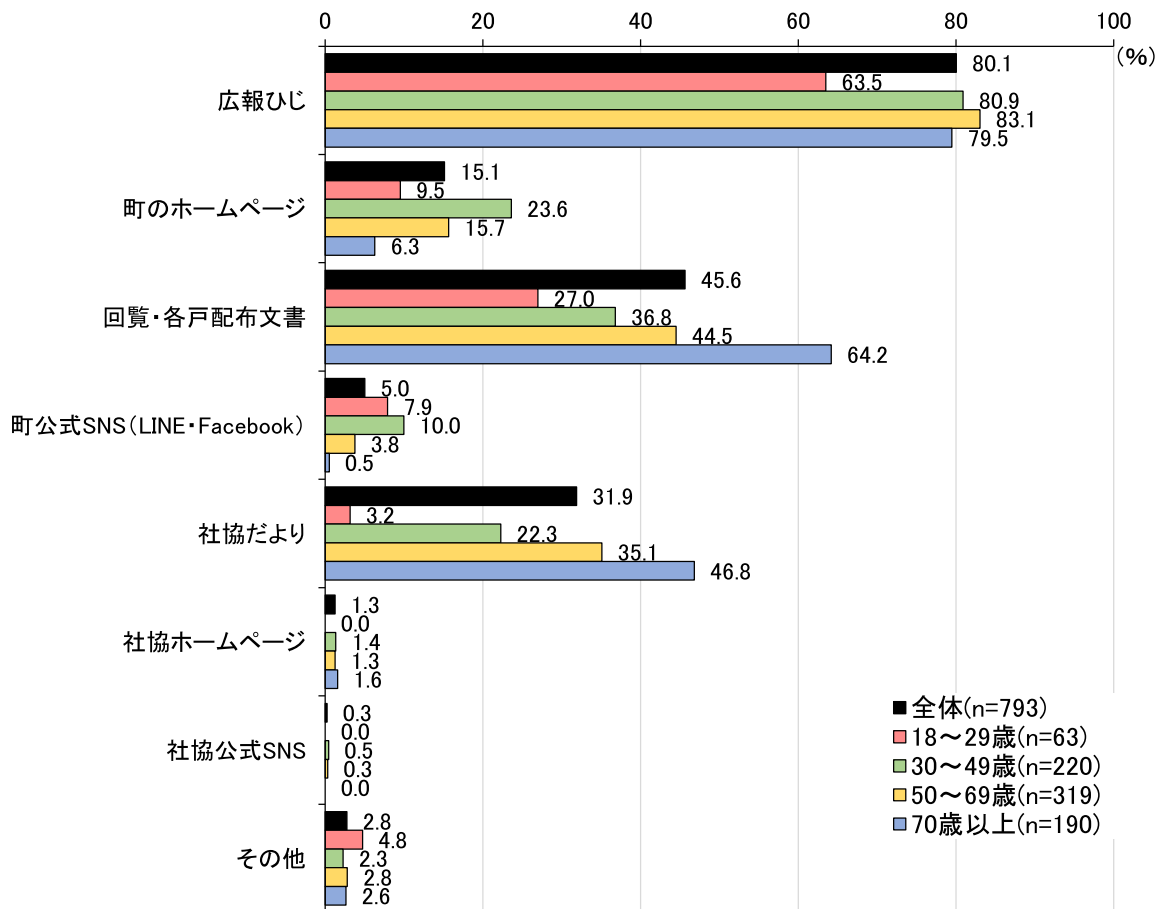


図 最適な福祉サービスを利用するため、行政が取り組むこと



資料：町民意識調査結果【今回調査(令和4年実施)、前回調査(平成29年実施)】

図 日出町の福祉情報の収集媒体



資料：町民意識調査結果

施策の方向性

地域福祉をはじめ、様々な分野に関する情報発信に取り組みつつ、情報を必要とする人へ確実に情報が届くよう情報提供の充実に努めます。

町民・地域

取り組みの内容

- 町や地域が発信する情報に関心を持ちましょう。
- 町や社協などの広報誌やホームページをみて、必要に応じた情報収集を行い、身近な人に拡散しましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
福祉情報の発信強化	「広報ひじ」、HP、SNS(Facebook, LINE)等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報をわかりやすく伝えるとともに、各種情報提供ツールについて、利用対象者を意識したコンテンツを検討します。 また、誰一人取り残されないデジタル社会を実現するため、高齢者等を対象にスマートフォンの利用教室を開催します。
パンフレットの作成	日出町の福祉に関するパンフレットを作成し、福祉サービスの周知に努めます。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
福祉情報の発信強化	「社協だより」や HP、SNS(Facebook, LINE)等の様々な情報媒体を利用し、社会福祉協議会の活動内容を住民に伝えます。
パンフレットの作成	社会福祉協議会の活動内容が分かるパンフレットを作成し、広く住民に周知します。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
「広報ひじ」「社協だより」での地域福祉啓発記事の掲載件数	広報ひじ 2回 社協 4回	広報ひじ 4回 社協 4回
町公式 SNS のフォロワー数	6,122 人	12,000 人
社会福祉協議会の認知度 (アンケート)	28% (令和4年度アンケート)	50%

(2) 福祉サービスの推進

目指す姿

高齢者や障がいのある人、子どもを含めたすべての住民が、充実した福祉サービスを受け暮らしている。

現状課題

町民の一人ひとりが住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活していくためには、地域で福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受けることができるような体制の整備が求められます。

日出町では、母子手帳アプリ「おひさま にこにこ」を令和2年10月1日より活用し、日出町からのお知らせや地域の子育て情報の取得などができるように取り組んでおり、登録者数も年々増加しています。

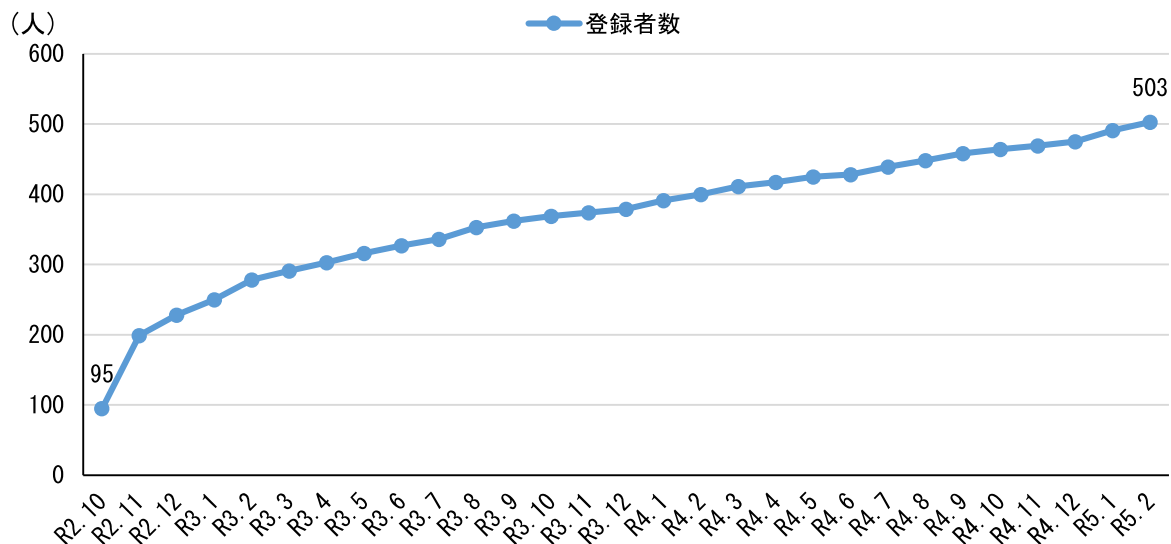
また、放課後児童クラブ・支援単位数は、共働き世帯等の増加により、クラブ・支援単位数を整備して、ニーズに対応しています。

住民意識調査結果から、住んでいる地域(地区)の満足度をみると、子どもや高齢者に関する項目の満足度は一定程度みられるものの、障がい者に関する項目では不満・少し不満の割合が4割を超えている状況にあります。

また、福祉サービス提供の課題として、サービス提供職員の高齢化が指摘されています。

誰もが必要なサービスを適切なかたちで受けられるよう、福祉サービス提供の維持・充実に重要です。

図 母子手帳アプリ「おひさま にこにこ」登録者数の推移



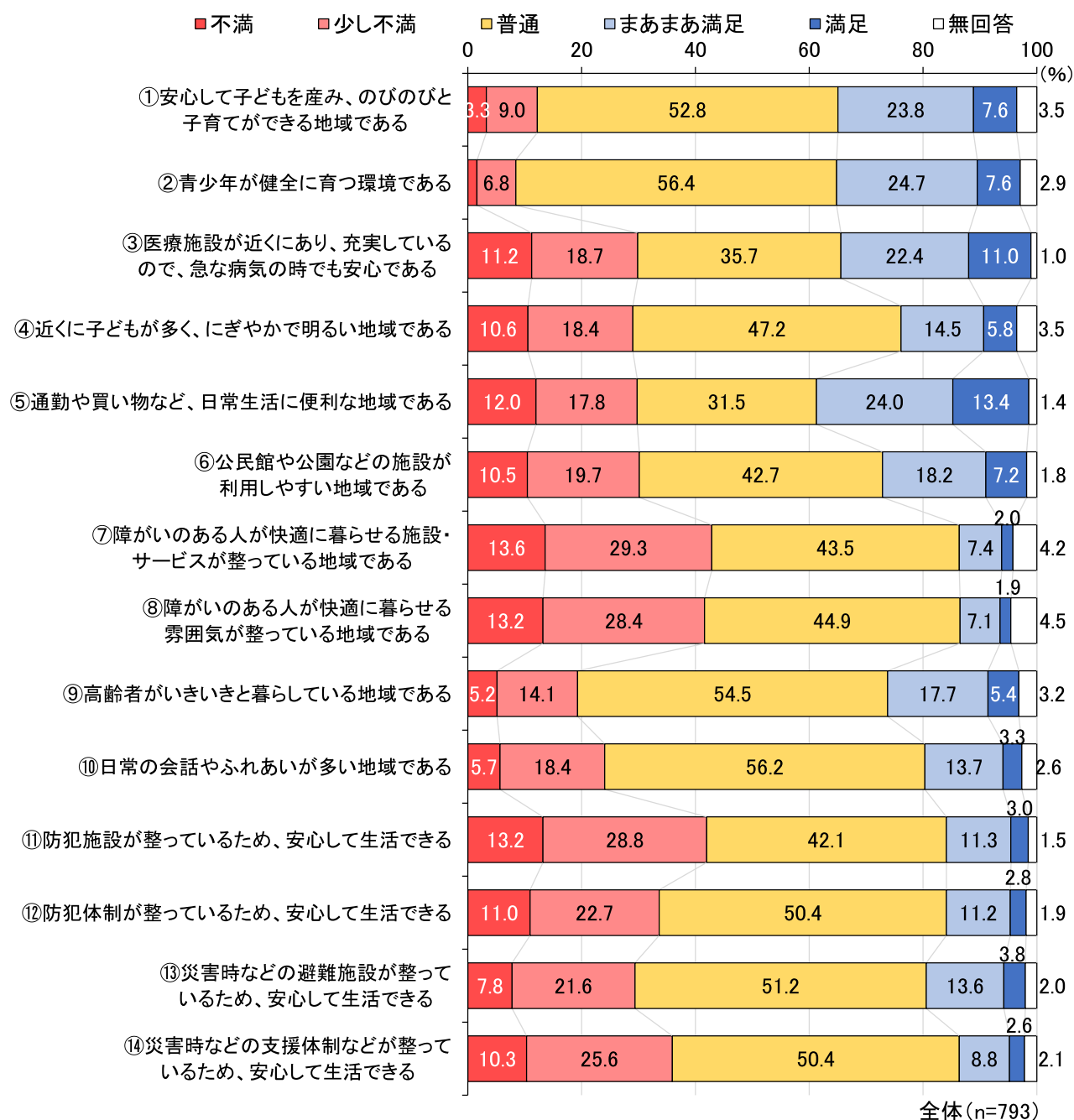
地域子育て支援拠点事業延べ利用親子数の推移

	H30	H31	R2	R3
延べ利用親子数の推移	6,063	6,393	4,991	3,751

放課後児童クラブ・支援単位数の推移

	H30	H31	R2	R3	R4
クラブ数	7	8	8	9	9
支援単位数	7	9	9	11	11

図 住んでいる地域(地区)の満足度



資料：町民意識調査結果

施策の方向性

多様化する町民ニーズに応じた、多様な福祉サービスを提供することによって福祉の向上を図るとともに、本町に「住んで良かった」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、福祉サービスの充実を図ります。

町民・地域

取り組みの内容

●福祉サービスの適正な利用に努めましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
子育て支援	妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制を整え、安心して妊娠・出産及び子育てできるよう支援します。
	子どもが健やかに成長するため、乳幼児健診や相談会を実施し、一人ひとりの乳幼児の発育や発達に応じた支援をするとともに、予防接種法等に基づいた予防接種を実施します。
	子どもの成長にとって重要な乳幼児期における質の高い教育・保育の充実に向けて、幼稚園や保育園、認定こども園等における教育・保育の提供とともに、小学校就学前の子どもを育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます。
	すべての子育て家庭に対して、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業など、それぞれの状況に応じた支援を行います。
高齢者支援	必要な介護サービスが受けられるよう、計画に位置づけた介護保険施設や介護サービスの充実を図ります。
	見守りを必要とする高齢者等に対して、生活支援や安否の確認、緊急時の迅速な対応を行い、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。
障がい者支援	障がいのある人の日常生活の便宜および生活の質の向上を目的とし、在宅福祉サービスを提供します。
	障がいのある人の生活の安定に向けた経済的支援として、手当の給付や医療保険における自己負担額の一部を軽減します。
	障害福祉サービスが利用しやすいように日出町独自の障害福祉サービスのパンフレットを作成します。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
生活困窮者支援	社会福祉協議会と連携し、緊急に支援が必要な生活困窮者に対し、食糧や日用品等の支給などの支援を行います。
	生活困窮者からの相談を受け付け、関係機関と連携し、生活保護受給や必要な福祉サービスへつながる支援を行います。
さまざまな困難を持つ人への支援	生まれ育った環境によって子どもの現在及び将来が左右されることのないよう学習する場を提供し、学習習慣を定着させ基礎的な支援を行います。
	住宅の確保に特に配慮を要する人に対する相談体制の整備を行います。 また、関係機関と連携し、住宅の確保に関わる情報提供や支援を行います。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
子育て支援	子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を目指した児童館事業を継続実施します。
	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感に対応するため、地域子育て支援センター機能の充実を図ります。
	子育て家庭や妊産婦が、教育、保育施設や地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供、助言等を行う利用者支援事業を継続実施します。 また、研修を受けた住民ボランティアが訪問し、子育て家庭に寄り添いながら傾聴と協働によるホームスタート(家庭訪問型子育て支援)を実施します。
	子育て中の家庭を地域で支援するため、地域において育児の援助を受けたい方(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい方(まかせて会員)の会員相互の育児援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を継続実施します。
	産前産後の心身の負担や不安を軽減し、安心して子育てができるよう産前産後家事育児支援事業を実施します。
	家事・育児等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・育児の支援を行います。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
高齢者支援	自宅で自立した生活ができるよう居宅サービスの計画作成、関係事業所との連携をはかり、適切なサービス提供を支援します。
	利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう訪問介護事業を継続実施します。
	経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るため生活福祉資金の貸付や制度の周知を行います。
障がい者支援	居宅介護保険事業・訪問介護事業ともに住民の方に寄り添い、サービスを提供します。
	関係機関や他の事業所と連携し、情報共有を図ります。
生活困窮者支援	経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るため、生活福祉資金の貸付や制度の周知を行います。
	既存の見守りネットワーク等に協力し、ひきこもりの方、生活困窮者等を発見し、必要な機関につなげます。
	「制度のはざま」で十分な福祉を受けられない人に向けたアプローチ方法などの研修を行います。
	相談窓口で受け付けた相談に対し、問題解決、家計相談機関、就労に関する相談機関、その他さまざまな機関に対してのつなぎを行います。
福祉サービス提供のための基盤整備	住民サービスの向上につなげるため、社会福祉協議会役職員間で各種会議・研修会・委員会を開催し、目的共有、連携強化を図ります。 また、適正な法人運営のため、役員会・評議員会・監査会を開催します。
	社協の基盤強化を図るため、社協会費収入・寄付金等の維持に努め財政基盤の強化に取り組みます。
	住民サービス向上につながるよう、実務を担う職員の職務に応じて必要な研修を受講し、職員の資質向上に取り組みます。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
保育園・認定こども園の待機児童数 (10月1日時点)	16人	0人 (令和7年度目標値)
放課後児童クラブ支援単位(累計)	11単位	12単位 (令和7年度目標値)
乳幼児健診受診率	4ヵ月 100% 1歳6か月 99.5% 3歳 93%	4ヵ月 100% 1歳6か月 100% 3歳 100% (令和7年度目標値)
母子手帳アプリ「おひさま にこにこ」 登録者数(累計)	417人	1,000人 (令和7年度目標値)
緊急通報装置設置世帯数(累計)	236世帯	280世帯
障害福祉サービス新規利用者数(年間)	33人	40人
外出支援に係る障がい福祉サービス等 利用者数(年間)	26人	30人
就労支援サービス利用者数(累計)	147人	165人
地区公民館放課後子ども教室開設数 (累計)	2ヵ所	5ヵ所

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

目指す姿

移動が困難な人に配慮した公共施設や公共交通の整備等、誰もが利用しやすいまちになっている。

現状課題

高齢者も障がいのある人も不自由なく外出ができ、それぞれの能力を活かしながら積極的に社会参加できる環境をつくるため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりが求められています。

地区別座談会では、日々の買い物や医療機関の受診のため交通弱者である高齢者などの移動手段の確保について多くの意見が出されています。

本町では、町民の通院、通学、買物などの移動手段を確保するため平成24年にコミュニティバスの運行を開始し、交通空白地運送を行っていますが、各地で交通不便地域が残存するなど、地域によって公共交通のサービス面において大きな格差が生じており、現行の定時定路線型の公共交通網では課題解決が困難となっています。

町では、交通不便地域の交通手段の確保として、令和2年10月から令和3年3月にかけてデマンド交通の実証実験を行うなど、将来にわたり維持可能な公共交通網の形成を目指しています。

「藤原地区」で令和2年10月から実証実験開始

デマンド交通って？

予約制でいろいろな方が同じ車両に「乗り合う」公共交通です。
乗り合う人をお迎えに行き、ご希望の目的地へお送りします。
利用登録することで、藤原地区外や日出町外の方でもご利用できます。



運行内容

藤原地区内のご自宅から藤原地区内または特定乗降場所（町中心部主要施設等）の間を、ご予約に応じて、乗り合い方式で随時運行します。
※決まったルートや時刻表はありません
※利用に際し「利用登録」と「予約」が必要です。

ご利用登録

「日出町デマンド交通」を利用するには、事前に利用登録が必要です。手続き後、利用登録証が交付され、電話一本で「日出町デマンド交通」を利用できます。手続きは、日出町役場に随時受付中です。また、今なら登録時に回数券（12枚入り）を差し上げます。

ご利用方法

①利用者
今日の10時30分までに自宅から○〇病院まで行きたいのですか？

②予約センター
▲▲さんですね。10時5分ごろ自宅発、10時20分ごろ〇〇病院着が取りできます。

③ご自宅から
いってきま〜す

④目的地へ
商店や病院などへ

⑤ご自宅へ
ただいま〜

⑥病院・商店から
助かるわ〜

⑦予約センター
▲▲さんですね。3時5分ごろ〇〇商店発、2時50分ごろ自宅まで取りできます。

⑧利用者
今日3時40分ごろ〇〇商店から、自宅まで乗りたいのですか？

運行日・運行時間

- ・平日は毎日運行します。（土日祝日・年末年始はお休み）
- ・運行時間は、午前8時（乗車始期）から午後5時（乗車終期）までです。
- ※乗車30分前まで（朝8時の便は前日4時30分まで）に予約が必要です。

運賃・回数券

運賃：1人1乗車300円
（小中学生・障がい者は150円）
（未就学児は無料）
回数券：3,000円（1乗12枚セット：3,600円分）
（小中学生・障がい者は1,500円）
※車内や役場などで販売します



施策の方向性

ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた道路や施設の整備、高齢者や障がいのある方に対する移動支援など、誰もが利用しやすく、やさしさにあふれたまちづくりを推進します。

町民・地域

取り組みの内容

- バリアフリー・ユニバーサルデザインに関心を持ち、知識を深めましょう。
- 街中で困っている人を見かけたら、声をかけるなどのサポートを行いましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
生活環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン	新たな道路、公共施設の整備の際は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心して、安全に利用できる施設整備を行います。 また、既存施設については緊急性の高いものから改善に努めます。
公共交通機関の利便性の確保	誰もが将来にわたり身近な場所で安心して暮らし続けることができる、便利で優しく、まちづくりなどの分野と連携した持続可能な交通ネットワークの構築を目指します。
ユニバーサルフォントを使用した情報提供	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した広報・情報提供に努めます。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
ユニバーサルデザインの啓発と情報提供	ユニバーサルデザインの啓発と情報提供に努めます。
バリアフリー体験学習	高齢者や障がい者の日常生活について正しく理解し、その生活を体験するような機会を設けます。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
交通不便地域残存数	30区 (令和元年度数値)	0区
地域内フィーダー交通年間利用者数(年間)	5,056人	50,000人 (令和7年度目標値)

4 基本目標Ⅳ 住民一人ひとりに寄り添う体制づくり

S D G s
関連分野



(Ⅰ) 相談体制の充実

目指す姿

誰もが必要な相談窓口の情報を得られ、気軽に相談できるまちになっている。

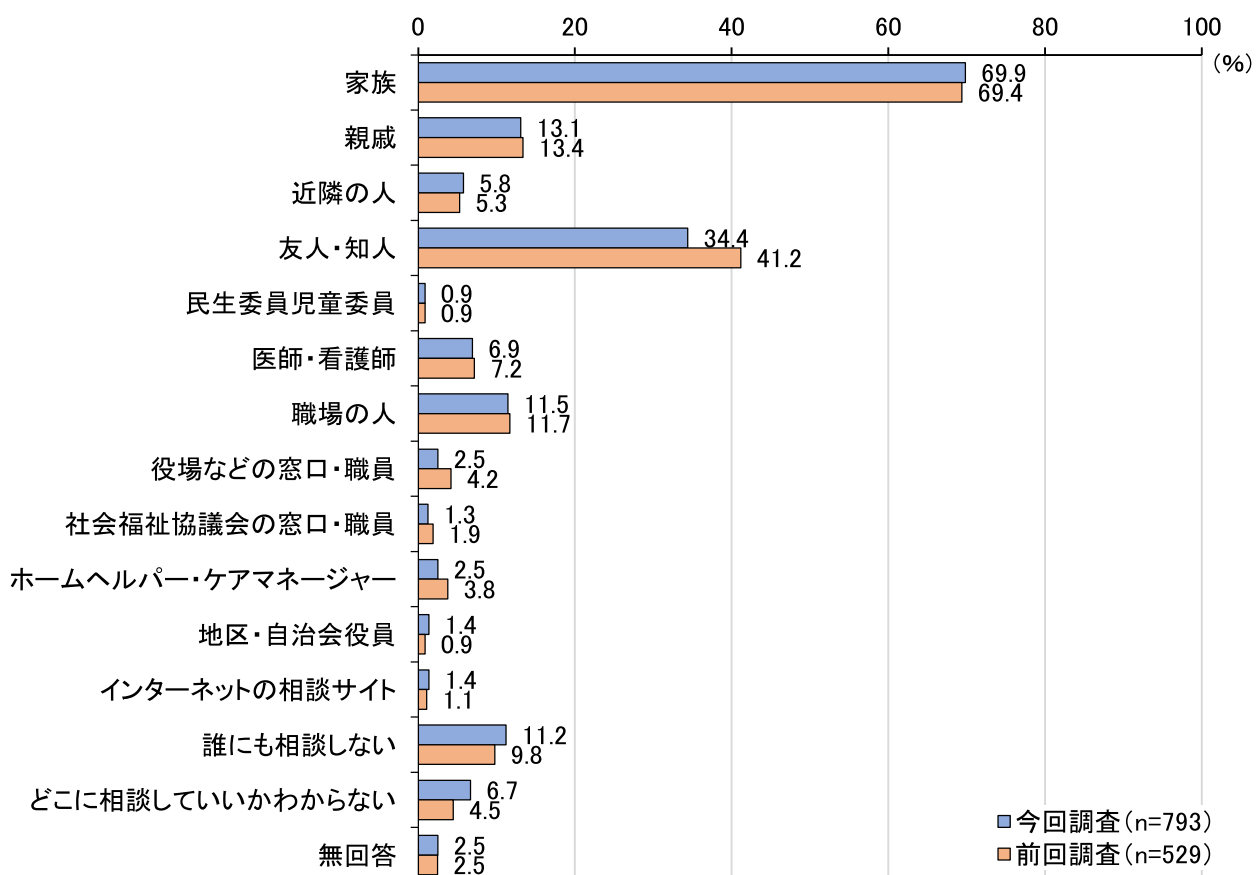
現状課題

本町の福祉などに関する相談は、町の窓口や日出町社会福祉協議会、福祉サービス事業所等で実施しています。

住民意識調査結果より、不安や悩みの相談先としては、「家族」、「友人・知人」が多く、公的な機関への相談は少ない状況ですが、今後は、高齢者や障がいのある人、子育て中の世帯、生活困窮者など、様々な地域課題が増加することが予想されます。

また、従来の福祉制度やサービスの狭間となる人は、課題の発見が遅れる可能性が高いことから、早期の発見により問題が重症化しないよう相談体制の整備が必要です。

図 不安や悩みの相談先



資料：町民意識調査結果【今回調査(令和4年実施)、前回調査(平成29年実施)】

施策の方向性

町民の抱える悩みや不安について気軽に相談できるよう、地域の身近な相談窓口の周知に加え、各種相談員の質の向上を図り、さまざまな相談を受け止めて適切な支援につなぐ「断らない相談支援体制」の構築を推進します。

町民・地域

取り組みの内容

- 支援が必要になった場合に困らないよう、相談先やサービス内容等に関する理解に努めましょう。
- 身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談ができるような相談先を確保しておきましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
分野を問わない相談支援の充実	誰もが必要な支援を受けられるよう、分野を問わない相談体制の整備を図ります。
個別分野における相談支援の強化と連携	高齢・障がい・子ども等の各分野における専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて多分野が連携した総合的な支援につなげられる仕組みづくりを推進します。
情報発信	各種福祉サービスに関する情報や相談窓口に関する周知を図ります。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
相談体制の充実	個人の問題・家族の問題により長く悩み生きづらさを感じている方々に対し、「断らない」相談を念頭に開かれた相談窓口を提供し、解決に向かう方策を各種団体や専門機関等と共に考えます。 また、情報の届きにくい要支援者には、民生委員・児童委員等と連携して支援を行います。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
地域包括支援センター年間相談件数(年間)	483件 (令和4年度実績値)	530件
子育て世代包括支援センター年間相談件数(年間)	2,218件	2,500件

(2) 重層的支援体制整備事業の構築

目指す姿

複合化したさまざまな課題を抱え生きづらさを感じている人に対し、各分野が連携し、包括的に受け止める体制ができている。

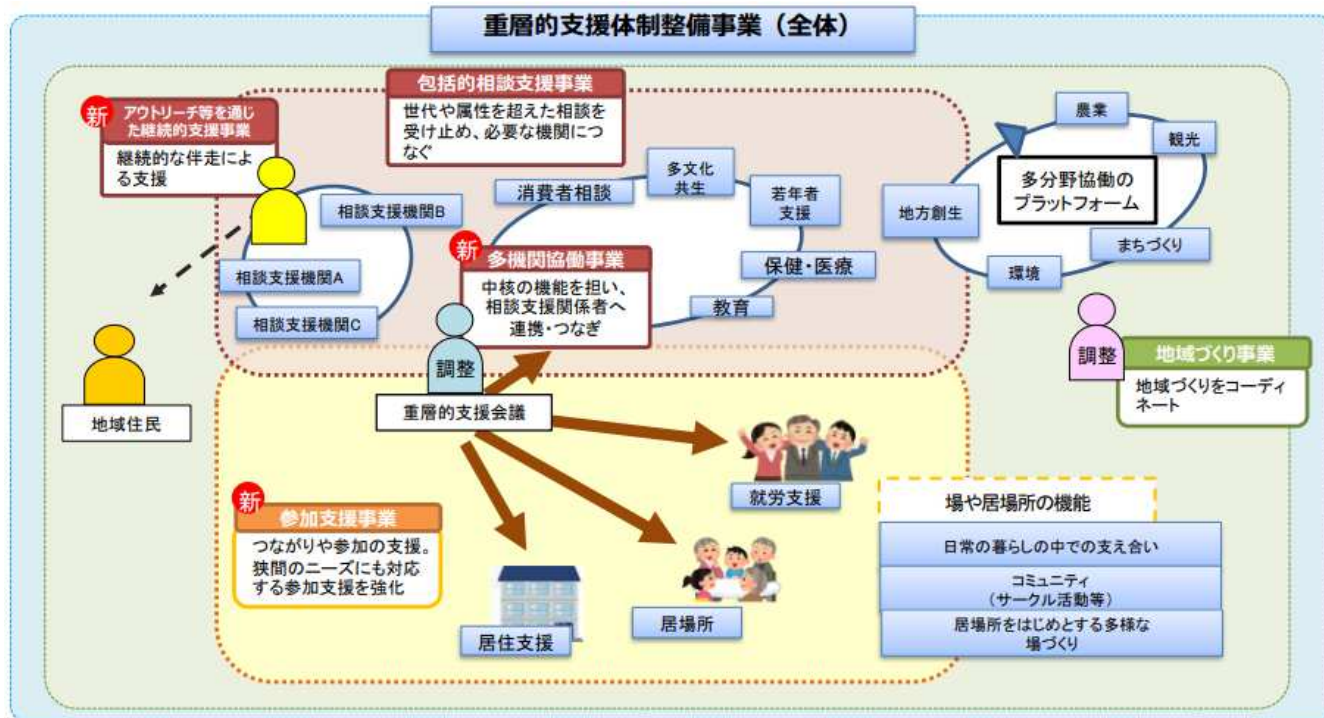
施策の方向性

本事業は、社会福祉法第106条の4で定められている「重層的支援体制整備事業」として位置づけられるものです。

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町における重層的支援体制整備事業が適切かつ効果的に実施できるよう、その体制整備を進めます。

具体的取り組み	
取り組み主体	取り組みの内容
行 政	「庁内連携体制の構築等の取組」「多機関協働の取組」「アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組」「参加支援の取組」「重層的支援会議」等を通じて、多機関連携による支援体制を構築することにより、事業を展開していきます。
社会福祉協議会	「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する事業を展開していきます。
関係機関	重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源の活用のみならず、協働の推進、居住支援、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育などの様々な分野と連携を強化します。



重層的支援体制整備事業の実施期間(案)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
地域福祉計画 地域福祉活動計画			計画期間					
重層事業実施計画			移行準備		第1期			第2期
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画		第8期		第9期			第10期	
障がい福祉計画 障がい児福祉計画		第6期 第2期		第7期 第3期			第8期 第4期	
子ども・子育て 支援事業計画		第2期			第3期			
第2次いきいき 日出町健康・食育プラン		第2次			第3次			

重層的支援体制整備事業の内容

①包括的相談支援事業

「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

受け止めた相談のうち、相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における支援関係機関のネットワークを活用し、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うとともに、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事案の場合は、多機関協働事業につなぎ、役割分担の整理後、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行います。

②参加支援事業

市町村全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人やその世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人やその世帯の狭間の個別ニーズに対応するため、地域資源等を活用して社会との繋がりづくりに向けた支援を行うものです。

具体的には、本人やその世帯のニーズや抱える課題等を丁寧に把握し、地域資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の地域資源への働きかけや、既存の地域資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成します。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会との繋がりづくりに向けた支援を行います。

③地域づくり事業

「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や機会の整備を行うとともに、地域資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等により、地域における多様な主体による取り組みのコーディネート等を行うものです。地域資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や機会を整備することとしています。

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と場」等をつなぎ合わせるとともに、町全体などの広域でのコーディネートを行うことで、交流、参加、学びが生まれさらに広がるように働きかけます。

また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することと、地域における活動の活性化を図ります。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業であり、多くのケースは、本人から利用申込(本人同意)を得ることができない状態であることが想定されます。

このことから、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人やその世帯と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人との繋がりづくりに向けた支援と言えます。

対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民との繋がりを構築するとともに、地域の情報を幅広く収集する必要があります。

⑤多機関協働事業

支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事案等に対して支援を行います。

複雑化・複合化した事案に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事案全体の調整機能の役割を果たすものであり、主に支援者を支援する役割を担う事業です。

必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなど、直接的な支援も行います。

また、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ることを通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取り組みや支援手法の創出を行います。

⑥各種会議

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、多くの関係機関による連携・協働による包括的な支援を行うため、支援プランの内容等を協議する「重層的支援会議」、または、潜在的な相談者へ支援を届けるために行う「支援会議」を開催します。

(3) 権利擁護の推進(日出町成年後見制度利用促進計画)

目指す姿

認知症や障がい等により判断能力が不十分な人においても、安心して公的な手続きや財産の管理ができ、必要な権利が守られるようなまちになっている。

成年後見制度の概要

①成年後見制度の種類

「成年後見制度」は、認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える有効な手段であり、「法定後見制度」および「任意後見制度」の2種類に分かれます。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立て手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約(任意後見契約)を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等(注)の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和4年8月)」

(注) 後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

②法定後見制度の概要

法定後見制度における後見監督人は、次の後見監督人、保佐監督人、補助監督人の3種類に分かれます。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）		

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和4年8月）」

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注3）家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注5）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。

（注6）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

成年後見制度の動向と国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

①成年後見制度の動向

これまで成年後見制度が十分に利用されていない状況にあったことから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

この法律に基づき、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和 4 年 3 月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

②国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方は以下のとおりです。

◆ 1 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

◆ 2 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

a 後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。

b 法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。

これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。

c 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。

d 本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みを進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取り組みを進めること。

e 安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。

◆ 3 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

③国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において優先して取り組む事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において優先して取り組む事項は以下のとおりです。

- ◆ 1 任意後見制度の利用促進
- ◆ 2 担い手の確保・育成等の推進
- ◆ 3 市町村長申立ての適切な実施
- ◆ 4 地方公共団体による行政計画等の策定
- ◆ 5 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

現状課題

住み慣れた地域でその人らしい生活を送るためには、その人の尊厳や権利が守られ、尊重されることが重要です。

本町の町長申立て利用者数は、年に数件程度で推移しています。

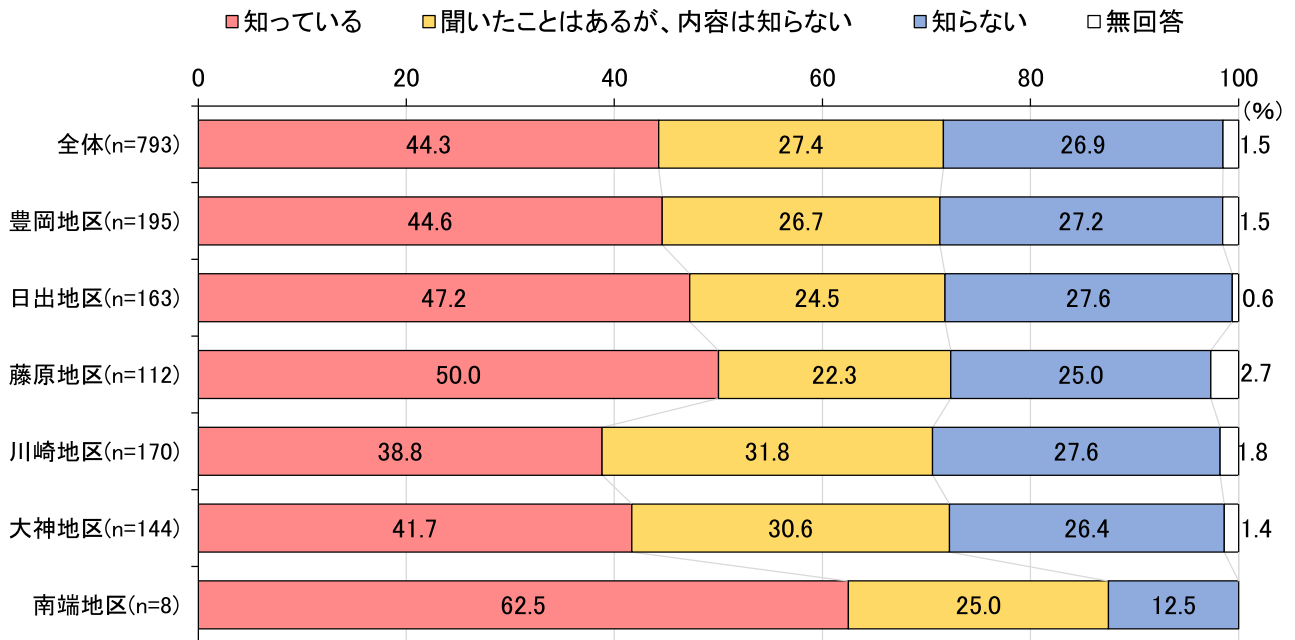
人口減少・少子高齢化などの社会構造の変化により、自分らしい生き方を適切に選択、継続するための身元保障や金銭管理などについて、親族から支援が受けられない人が増加しています。

高齢化や高齢者の一人暮らし世帯の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な人が増えているものの、住民意識調査結果をみると、5割強の方が成年後見制度や任意後見制度を十分に認知していない状況にあります。判断能力に不安のある人が適切に諸制度を利用できる仕組みづくりが重要であり、本町においても国の基本計画の内容を勘案しながら、地域の実情に即した支援体制の構築や制度周知に取り組み、来るべき時代に備えていく必要があります。

成年後見制度利用者数

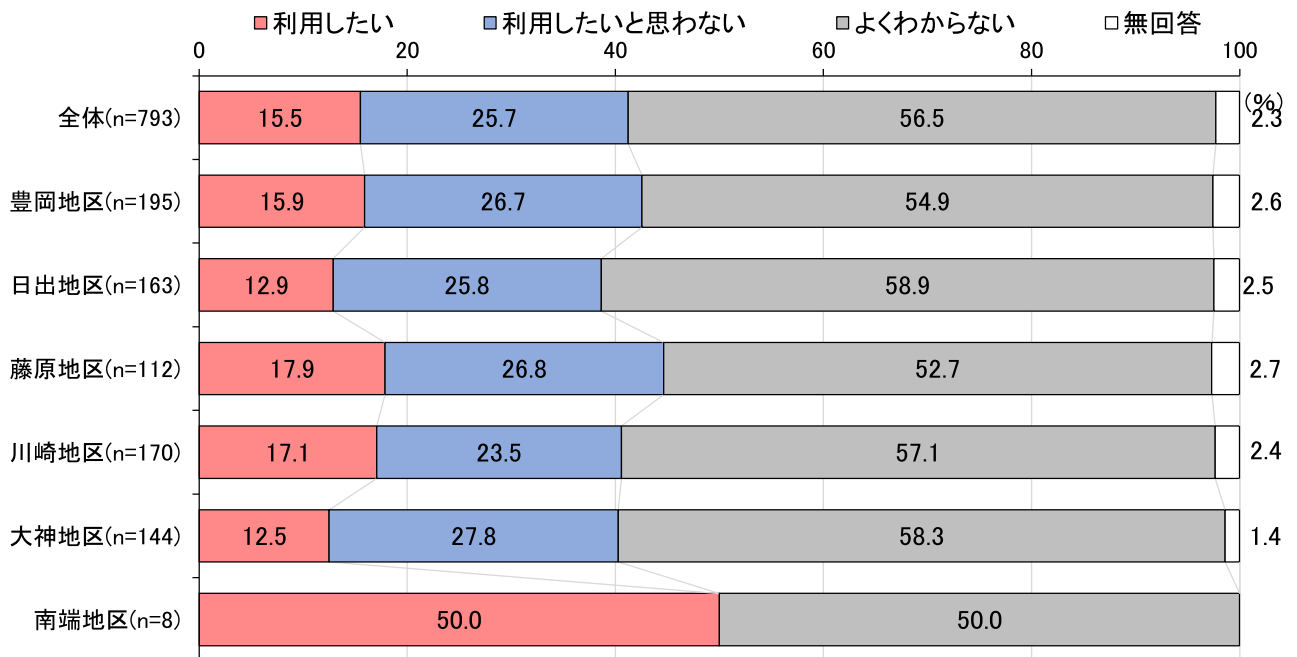
区分	H30	H31	R2	R3	R4
町長申立て利用者数	0	1	0	4	1

図 成年後見制度の認知度



資料：町民意識調査結果

図 任意後見制度の利用希望



資料：町民意識調査結果

施策の方向性

誰もが安心して地域で生活できるよう権利擁護の理解・促進を図るとともに、成年後見制度などの権利擁護事業を利用することができるよう、権利擁護活動を展開します。

町民・地域

取り組みの内容

- 成年後見制度など、権利擁護の仕組みについて理解を深めましょう。
- 認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会や後見人制度に対する理解を深めるための研修に参加しましょう。
- 虐待等の疑いがある問題に気づいたら、専門機関に連絡しましょう。

地域福祉計画(行政)

取り組み名称	取り組みの内容
成年後見制度の理解促進	成年後見制度についての理解の浸透が必要であることから、町民に対する広報・啓発活動を行い成年後見制度の理解促進を図ります。
権利擁護体制の充実	子どもや高齢者、障がいがある人等の虐待予防や、消費者被害などの防止に向けた啓発を行うとともに、相談・支援を行います。
任意後見制度の利用促進	将来、判断能力が不十分になった場合に備え、予め後見事務の内容と後見人について契約しておく任意後見制度について町民に対する周知と助言を行うなど、任意後見制度の利用促進を図ります。
利用促進事業	町長申立ての実施や後見人等への報酬助成の実施など、成年後見制度の利用促進事業を実施します。
地域連携ネットワークの充実	日出町成年後見センターを地域連携ネットワークの中核となる機関と位置づけ、地域や福祉関係機関、行政などに司法を加えた多様な分野が連携するための地域連携ネットワーク連絡協議会を設置します。 それにより、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の機能を強化し、成年後見制度の利用促進を図ります。
後見人等の担い手の確保・育成	適切な後見人が選任されるためには、後見業務の担い手として多様な人材が必要であることから、後見人等の担い手の育成を推進します。
意思決定支援の普及啓発	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に意思決定支援の重要性や考え方が浸透するように、研修等を通じた継続的な普及・啓発を行います。
支援機関との連携	社会福祉協議会や福祉サービス提供事業所と連携し、サービス利用者が不利益を被らないよう支援を行います。
虐待防止	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。

地域福祉活動計画(社協)

取り組み名称	取り組みの内容
日常生活自立支援事業の実施	判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の推進を行います。
成年後見制度の周知	制度理解と周知の仕方についての職員研修を実施し、地域住民への周知活動を行います。
権利擁護・成年後見事業の推進	日出町が実施する総合的な権利擁護体制の構築に向け、社会福祉協議会において成年後見センターの設置や権利擁護体制の仕組みづくりを検討し推進します。

評価指標

指標	現状(令和3年)	目標(令和9年)
消費生活に関する高齢者・若年層への啓発活動回数(年間)	1回	13回
認知症高齢者等 SOS ネットワーク協力事業者数(累計)	40機関	45機関